

2025 年度情報セキュリティ・マネジメント監査

業務委託

応札資料作成要領

電力広域的運営推進機関

2025 年 7 月

目 次

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- (1) 評価項目一覧の構成
- (2) 提案要求事項
- (3) 添付資料

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- (1) 提案書の構成及び記載事項
- (2) 提案書様式
- (3) 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- (4) 留意事項

第 4 章 別紙

- (1) 提案書雛形
- (2) 適合証明書

本書は、2025 年度情報セキュリティ・マネジメント監査業務委託に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領を取りまとめたものである。

第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」）は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、本機関へ提出する。

[表 1 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札仕様書	情報セキュリティ・マネジメント監査業務委託の仕様を記述
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書の作成する上での留意点等を記述
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述
④ 評価手順書	本機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述

[表 2 応札者が電力広域的運営推進機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札書	別添支出計画書とともに、入札金額を記載したもの。 別途封入すること。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。 提案書雛形を参照のこと。
③ 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、評価項目一覧の提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
④ 契約書（案）	提案書に記述された内容を実現するにあたっての契約書類の案。
⑤ 適合証明書	入札資格を満たしていることを証する書面。 適合証明書を参照のこと。
⑥ 全省庁統一資格 資格審査結果通知書 （写）	令和 7・8・9 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有することを証する通知書の写し。

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

(1) 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧 における項番	事項	概要説明
1～3	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容の評価する。
4	添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。

(2) 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。応札者は、別添「評価項目一覧」の提案要求事項における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表4を参照すること。

[表4 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次分類	本機関
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	本機関
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	本機関
得点配分	各項目に対する最大加点	本機関
評価基準	各提案要求事項における基礎点及び加点別の分類	本機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当ページ番号を記載すること。評価区分が必須の項目に対し記載が無い場合は一次評価で不合格とする。	応札者

(3) 添付資料

評価項目一覧中の補足添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表 5 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	本機関
資料内容	応札者に提案を要求する内容	本機関
提案の可否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	本機関
提案書頁番号	作成した提案書における該当ページ番号を記載すること。評価区分が必須の項目に対し記載が無い場合は一次評価で不合格とする。	応札者

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

(1) 提案書の構成及び記載事項

提案書は、評価項目一覧の大項目～小項目に従い、提案要求事項を十分に咀嚼した上で記述すること。

(2) 提案書様式 2025 年 8 月 19 日（火）15 時必着

- ① 提案書は第 4 章別紙(1)「提案書雛形」を参考にして記述する。
- ② 電子媒体で提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS・Word、MS・PowerPoint、MS・Excel 又は PDF 形式とする（これに拠りがたい場合は、本機関まで申し出ること。）

(3) 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション） 2025 年 8 月 21 日（木）予定

- ① 応札者は、本機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、本機関が主催する Web 会議にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクトマネージャーに該当する者が実施する。
- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に本機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点で 1 社あたり 30 分程度（発表 20 分、質疑応答 10 分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

(4) 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料

の対応が取れるようにする)。

- ③ 本機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記する。
- ④ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、質問票に必要事項を記載の上、2025年7月29日（火）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部会計室（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑤ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書でないと本機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 別紙

(1) 提案書雛形

(2) 適合証明書

以 上